

入所 利用料金表

○介護保険に関する料金

令和7年5月1日

①+②+③+④

	居室 区分	介護保険対象の料金									介護保険対象外の料金					30日料金
		サービス 基本料金	看護体制加 算(Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算	個別機能訓 練加算	常勤医師配 置加算	介護報酬計 (1日)	介護報酬計 (30日)①	処遇改善加 算Ⅱ②	サービス提 供体制加算 Ⅲ③	居住費	食費	日常生活費	計 (1日)	合計 (30日)④	
要介護1	多床室	589	12	16	12	25	654	19,620	2,815	180	950	1,800	150	2,900	87,000	109,615
	個室										1,550	1,800	150	3,500	105,000	127,615
要介護2	多床室	659	12	16	12	25	724	21,720	3,101	180	950	1,800	150	2,900	87,000	112,001
	個室										1,550	1,800	150	3,500	105,000	130,001
要介護3	多床室	732	12	16	12	25	797	23,910	3,399	180	950	1,800	150	2,900	87,000	114,489
	個室										1,550	1,800	150	3,500	105,000	132,489
要介護4	多床室	802	12	16	12	25	867	26,010	3,684	180	950	1,800	150	2,900	87,000	116,874
	個室										1,550	1,800	150	3,500	105,000	134,874
要介護5	多床室	871	12	16	12	25	936	28,080	3,966	180	950	1,800	150	2,900	87,000	119,226
	個室										1,550	1,800	150	3,500	105,000	137,226

※ 処遇改善加算Ⅱ・・・1ヵ月あたりの介護報酬総単位数にサービス別加算率(13.6%)を乗じたもの

※ サービス提供体制加算Ⅲ・・・1日あたり6円

※ 保険者より負担限度額認定を受けている場合は、居住費と食費の負担軽減があります

○その都度介護保険対象で加算される料金(円)

その都度介護保険対象に加算される料金（円）			
初期加算	30	入所日から起算して30日以内の期間算定。30日を超える入院後に再入所した場合も同様とする。	
外泊時費用	246	外泊や入院時に月6日を限度として算定。外泊又は入院の初日及び最終日は算定しない。	
退所時情報提供加算	250	医療機関へ退所する入所者について、当該入所者の心身の状況、既往歴等を示す情報を提供した場合。	
療養食加算	6	医師の処方による治療食が必要な場合、1日につき3回を限度。	
退所前訪問相談援助加算	460	退所前に居宅を訪問し相談援助を行った場合。	
退所時相談援助加算	400	退所時に居宅介護支援事業所などに対して情報を提供した場合。	
看取り介護加算	72	死亡日31～45日前	医師が医学的知見に基づき回復の見込みが無いと診断した入所者について、随時本人または家族に対して説明を行い、合意を得ながらその人らしさを尊重した看取りが出来るよう支援した場合。
	144	死亡日4～30日前	
	680	死亡日前々日,前日	
	1,280	死亡日	

※ その他にもその都度加算されるものがあります

○介護保険給付対象外で利用した場合加算される料金(円)

特別食	実費	通常の食事以外に好物等を食べられた場合。
外食代	実費	外食をされた場合。
教養娯楽費	実費	個人の趣味、希望により費用が発生した場合。
健康管理費	実費	協力病院医師の指示に基づく治療、定期処方・体調不良時の臨時処方代等、インフルエンザ等の予防接種を受けられた場合。
理容代	実費	整髪、カット 1回につき。
ケーブルテレビ代	1,750	個人用のテレビを置かれる場合、1ヵ月につき。